

身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

氏名	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生 ()歳	男・女			
住所								
障害名（部位を明記）	呼吸器機能障害				5	2	0	0
原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他()							
疾病・外傷発生年月日	年	月	日	場所				
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）								
障害固定又は障害確定（推定）								
年 月 日								
総合所見								
〔将来再認定 要(年 月)・不要〕 再認定は、将来障害程度の軽減が見込まれる場合のみ必ず記入してください。								
その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。								
年 月 日								
病院又は診療所の名称								
所在地								
診療担当科名								
科 医師氏名								
印								
診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない								
注意 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。								

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを でかこむこと)

1 身体計測

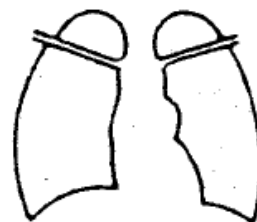
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 階段を人並みの速さでのぼれないが、ゆっくりならのぼれる。(非該当)
- イ 階段をゆっくりでものぼれないが、途中休みながらならのぼれる。(4級相当)
- ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。(4級相当)
- エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。(3級相当)
- オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。(1級相当)

3 胸部エックス線写真所見(平成 年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 繊維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気の機能(平成 年 月 日)

- ア 予測肺活量 ml
- イ 1秒量 ml
- ウ 予測肺活量1秒率 % (=イ/ア×100)

5 動脈血ガス(平成 年 月 日)

呼吸器機能障害認定の客観性確保のため、優先順位を 動脈血ガス、換気機能、活動能力と
しているため、原則として動脈血ガス分析を行うこと。身体状況から採血が不可能な場合はその理
由を記載すること。動脈血ガスは、安静時、通常の室内空気吸入のものを記載する。

なお、等級判定上必要と考えられる場合は、酸素吸入時あるいは体動時の値も参考値として追記
することは可。

- ア O₂ 分圧: . Torr
- イ CO₂分圧: . Torr
- ウ pH : .
- エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分
- オ 耳朶血を用いた場合: { }

6 その他の臨床所見

参考

障害程度等級表（解説）

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長のみ組み合わせで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

級別	呼吸器機能障害
1級	動脈血O ₂ 分圧が50Torr以下のもの 指数が20以下のもの 呼吸障害のため指数の測定ができないもの 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの
3級	動脈血O ₂ 分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの 指数が20を超え30以下のもの
4級	動脈血O ₂ 分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの 指数が30を超え40以下のもの

「呼吸困難が強いため、指数の測定が不能」ということで、1級に該当することもあるが、この場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分確認できる必要がある。